

被害者団体からの御意見・御要望の概要（内容別）

（事務当局において被害者団体からの御意見・御要望を内容別に整理したもの）

□ 刑事実体法による罰則整備に関するもの

1 危険運転致死傷罪の適用範囲の拡大

○ 次の行為を危険運転致死傷罪の対象とすべき。

- ・ アルコールを摂取した上での運転
- ・ 薬物を摂取した上での運転
- ・ 速度超過での運転
- ・ 一方通行の逆走運転
- ・ 過労運転、居眠り運転
- ・ てんかん等の病気にかかった者で、①免許取得時に持病を申告しなかった場合、②運転を差し控えるべきとの医師の勧告に従わなかった場合、又は、③医師から服用を指示された薬を服用しなかった場合
- ・ 無免許運転
- ・ 無保険（自賠責保険）での運転
- ・ 無車検車運転
- ・ ひき逃げ
- ・ 悪質な前方不注意や脇見での運転（赤信号の見落としを含む）
- ・ 警察官の停止の求めを無視した運転
- ・ その他悪質な運転

2 危険運転致死傷罪の構成要件の明確化

- 「殊更に」、「進行を制御することが困難な高速度」などの評価的な構成要件を改めるべき。
- アルコールや高速度に関する構成要件を明確に数値化すべき。

3 ひき逃げをした場合の厳罰化

- ひき逃げを厳罰化して逃げ得が生じない法制度にすべき。
- 飲酒運転を行って人を死傷させた上、ひき逃げした事犯に適用される新しい法律の制定
- 国民がひき逃げ問題を認識できるよう、ひき逃げを刑法に規定すべき。

4 自動車運転過失致死傷罪の法定刑の見直し

- 法定刑を引き上げるべき（執行猶予を付さない制度とすることも含む）。
- 自動車運転過失致死罪と自動車運転過失傷害罪の法定刑を区別すべき（自動車運転過失致死罪について罰金刑を廃止することも含む）。
- 自動車運転過失傷害罪の刑の裁量的免除規定を廃止すべき。

5 その他

- 悪質危険な運転行為自体を危険運転致死傷罪の予備的行為として犯罪化して処罰すべき。
- 同乗者等の加功行為やあおり、唆しなどについて、共謀共同正犯とすべき。
- 自動車運転過失致死傷罪と危険運転致死傷罪を一本化すべき。
- 自転車の運転を危険運転致死傷罪の対象とすべき。
- 準危険運転致死傷罪の創設は避けるべき。
- 交通犯罪の法体系を根本的に見直すべき。
- 今般の法改正を交通死傷被害をゼロを実現するためのものと位置付けるべき。
- 車は一步間違えると凶器であることを認識できる法律とすべき。
- 次期通常国会に改正案を提出すべき。

□ 刑事実体法による罰則整備に関するもの以外のもの

1 捜査・公訴提起に関するもの

- 徹底的に捜査を行い、積極的に危険運転致死傷罪で立件すべき。
- 遺族、被害者関係者参加の交通事故事件処理を制度化すべき。
- 悪質な交通犯罪には殺人罪・傷害致死罪を適用すべき。
- 同乗者に対してもアルコール検査等を行うなど徹底した捜査をするべき。
- 死傷事犯では、必ず飲酒検査と薬物検査を行うべき。
- 担当警察官・検察官や地域による差をなくすべき。
- 適切な捜査・公判が行われるよう、捜査・公訴提起の在り方を全面的に見直すべき。
- 警察官・検察官が供述を誘導しないようにすべき（供述調書の作成過程を可視化すべき。）。
- 冤罪事件が二度と起きないように司法制度を改善すべき。

2 公判に関するもの

- 検察官の求刑どおりの重い刑が科されるよう裁判所の量刑基準を見直すべき。
- 謝罪や保険金の支払い等を量刑事情とせずに事故検証の結果や被害の重大性を量刑の基準とすべき（被害が重大な場合は実刑とすべき。）。
- 無保険者や無反省の者を特に厳しく処罰すべき。

3 道路交通法に関するもの

- 医師の運転免許停止勧告制度・通報制度を確立すべき。
- 無免許の理由により区別して無免許運転を処罰すべき。
- 飲酒、無免許運転等の罰則を強化すべき（無免許の罰金額を引き上げるべき。）。
- 無免許運転致死傷罪を新設すべき。
- 無免許の幫助、教唆を厳罰化すべき。
- 認知症患者の家族等が免許証を返納する制度を検討すべき。
- 免許の停止期間を延長すべき。
- 欠格期間の延長、免許再取得時の厳格な審査、被害者の声を反映した安全教育を行うべき。
- 職業運転手には特定の病気の検査を義務付けるべき。
- てんかん患者が運転免許を不正取得できないような運転免許交付制度にすべき。

4 その他の法律に関するもの

- 自動車運転で人を死傷させた16歳以上の少年は、原則、家裁から検察官送致とすべき。
- 自動車運転で人を死亡させた場合には18歳であっても少年法の対象としないようにすべき。
- 少年を少年法で守るのであれば、その親に刑罰を与えるようにすべき。
- ドライブレコーダー、アルコールインターロック、居眠り運転防止装置の装備を法律で義務化すべき。
- 自転車にもナンバー制を取り入れるべき。
- 自動車過失致死罪を裁判員裁判の対象とすべき。
- 尋問できない場合、目撃者の供述調書を証拠としないよう民事訴訟法を改善すべき。
- 関係省庁が連携して交通事犯に限定した新たな罪を設けるなどすべき。
- 自動車運送車両法違反（無車検車運転）、自賠責法違反（無保険での運転）の罰則を強化すべき。

5 被害者支援に関するもの

- 被害者の立場に立った被害者支援を充実すべき。
- 副検事に被害者対応の指導をすべき。

6 その他

- 法制審議会委員に交通事故遺族を加えるべき。
- スウェーデンの「ビジョン・ゼロ」のような抜本的な交通安全施策を取り入れるべき。
- 義務教育終了までに自動車運転に伴う法的責任を教育すべき。
- 胎児の命を一人の命と認めるべき。
- 自転車事故の統計を取るべき。